

ティエスひまわりクラブ明石 運営規程

(地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業)

(事業の目的)

第1条

株式会社ティエスプランが開設する地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業事業所（以下「事業所」という。）が行う地域密着通所介護事業（以下「事業」という。）は、その利用者が可能な限り、その居宅に於いて、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援および機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すことを目的とし、総合支援事業の開始とともに、介護予防や日常生活の自立を支援致します。

(運営方針)

第2条

- 1、事業所の従業者は、要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適切なサービスが装具的かつ効率的に提供されるように配慮する。
- 2、事業の実施にあたっては、関係市町村・地域保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努める。

(事業所の名称および所在地)

第3条

事業を行う事業所の名称および所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 ティエスひまわりクラブ明石
- (2) 所在地 明石市大蔵町2-2-7

(従業者の職種、及び職務内容)

第4条

事業者勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者兼相談員	1名 (常勤で兼務)
(2) 生活相談員兼介護員	1名 (常勤で兼務)
(3) 介護員	1名 (常勤で兼務)
	1名 (常勤で専従)
	3名 (非常勤で専従)
	1名 (非常勤で兼務)
(4) 看護職員	2名 (非常勤で兼務)
(5) 機能訓練指導員	2名 (非常勤で兼務)
(6) 調理員	1名 (非常勤で専従)
	1名 (非常勤で兼務)
(7) 運転手	2名 (非常勤で専従)

(営業日および営業時間)

第5条

事業所の営業日および営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。(平日の祝日は営業する)
*但し、12月30日～1月3日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分～午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前8時45分～午後4時15分までとする。

指定地域密着型通所介護の利用定員は、15人とする。

(介護予防・日常生活支援総合事業含む)

(指定地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業の内容)

第6条

事業の内容は、次の通りとする。

- (1) 送迎
- (2) 健康チェック
- (3) 食事サービス
- (4) おやつサービス
- (5) 入浴サービス
- (6) 日常動作訓練指導
- (7) レクリエーション
- (8) 口腔ケア

(利用料その他の費用の額)

第7条

- 1、 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働省が定める基準および市町村が定める基準によるものとする。
- 2、 食事代は1食640円、おやつ代は140円とし、リハビリパンツ、パット、オムツ代は実費を徴収する。
- 3、 その他、利用者の選定により事業所が提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係わる利用料は自費とする。
- 4、 次条の通常の事業の実施地域を超えて事業を要した交通費は、その自費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は1Kmあたり30円を徴収する。
- 5、 前4項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名または記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条

通常事業所の実施地域は明石市内（明石東部エリア）とする。

(サービス利用にあたっての留意点)

第9条

事業者はサービスの提供にあたって、次の事項に留意するものとする。

- (1) 利用者が機能訓練室を利用する場合は訓練器具等に、つまづいたり、器具を踏んで転倒しないよう気をつける。
- (2) 入浴時には、床が濡れて滑りやすくなっているため転倒防止の為に必ず手すりを利用する。

(緊急時における対応方法)

第10条

事業者は、サービスの提供中に、利用者の病状の急変、その他の緊急事態が生じた時は速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

*例、体温37.5℃以上、血圧160以上（医師の指示に基づく）、血糖値70以上、てんかん発作、梗塞など。

(非常災害対策)

本部の指示に従い利用者様の安全確保に努める

第11条

事業所は、消防計画等の防災計画に基づき、避難・急出訓練をおこなう。

(その他運営に関する重要事項)

第12条

- 1、事業所は従業員の質的向上を図る為、次のような研修の機会を設けるものとし業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年4回
 - (3) その他の研修 年8回 *管理者が必要と認めた場合随時行う。
- 2、従業員は、在職中および職を離れた後に於いても、業務上知り得た情報の秘密を保持する。
- 3、この規程に定める事項の他、事業所の運営に関する重要事項は、株式会社ティエスプランと部門の責任者及び管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第13条 虐待の防止及び権利擁護

事業者は、利用者などの人権の擁護・虐待の防止などのために、下記の対策を講じます。

- 1、虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者・・・管理者 告野 伸剛
- 2、成年後見制度の利用を支援します。
- 3、苦情解決体制を整備しています。
- 4、全従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を年2回以上実施しています。
- 5、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
- 6、虐待防止のための指針の整備をしています。
- 7、従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- 8、サービス提供中に、当該事業者又は擁護者(現に擁護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報します。

第14条 ハラスメントについて

- 1、事業所は適切な指定訪問介護、介護予防・日常生活総合支援事業の提供を確保する観点から、職場において、行われる性的な言動または行動は優越的な関係を背景とした

- 言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2、事業所は、指定訪問介護に関する緒記録を、サービスを提供した日から最低5年間は保存する、ものとする。

第15条 衛生管理等

- 1、通所介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- 2、事業所の設備及び備品などについて、衛生的な管理に努めます。
- 3、事業所において感染症及び食中毒が発生、又は、蔓延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヵ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底しています。
 - (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための指針を整備しています。
 - (3) 従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

第16条 業務継続計画の策定等について

- 1、感染症及び食中毒や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- 2、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- 3、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

第17条 事業計画・財務内容等の閲覧について

- 1、事業計画・財務内容等の閲覧に関して、ご希望される方に閲覧を許可しています。閲覧をご希望される方は職員までお声かけください。

附則：この規程に於いては令和6年4月1日から施行する。